

愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校教職員の評価に関する規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和2年3月25日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員に人事評価を実施することに伴い、臨時的任用職員に人事評価を実施する必要があるため、規定を整理する必要があるからである。

愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部改正の概要

1 改正の概要

臨時的任用職員の人事評価に関する規定の整理

2 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による地方公務員法の一部改正（2017 年 5 月 17 日公布、2020 年 4 月 1 日施行）により、会計年度任用職員に人事評価を実施することに伴い、臨時的任用職員にも人事評価を実施するもの

3 改正の内容

臨時的任用職員に人事評価を実施する必要があるため、規定を整理する。

4 施行期日

2020 年 4 月 1 日

愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

愛知県立学校教職員の評価に関する規則（平成二十四年愛知県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、技術職員及び臨時的任用の職員」を「及び技術職員」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(被評価者の範囲)

第二条 評価は、県立学校の校長、教員その他常時勤務する職員（事務職員及び技術職員を除く。）について実施するものとする。

旧

(被評価者の範囲)

第二条 評価は、県立学校の校長、教員その他常時勤務する職員（事務職員、技術職員及び臨時的任用の職員を除く。）について実施するものとする。